

「川崎市教育委員会職員処分審査委員会」設置要綱

（目的及び設置）

第1条 川崎市教育委員会（以下「委員会」という。）の職員の服務義務違反に対して公務員関係の秩序を維持するために、委員会が任命権者として職員の道義的責任を追及して科する懲戒処分の迅速かつ適正化を図るため、委員会の関係各部課が連携する川崎市教育委員会職員処分審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 審査委員会は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第29条第1項の規定に基づき次の各号に掲げる事項について審査し、これらを事由として戒告、減給、停職又は免職のいずれかの処分を行うための量定を行う。

- (1) 地方公務員法に違反した場合。
- (2) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠った場合。
- (3) 全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合。

（組織）

第3条 審査委員会は、委員長、副委員長、及び委員をもって組織する。

2 委員長は教育長を、副委員長は総務部長、職員部長をもって充てる。

3 委員は、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 庶務課長
- (2) 教職員課長
- (3) 教職員課 主幹
- (4) その他関係職員

（委員長）

第4条 委員長は、審査委員会の会務を主宰する。

2 委員長に事故あるときは、副委員長がその職務を代理する。

（会議）

第5条 審査委員会は、必要の都度委員長が招集し、その議長となる。

（意見等の聴取）

第6条 審査委員会において必要があると認めるときは、関係職員及び関係者の出席を求め、意見又は説明を聴く事ができる。

(庶務)

第7条 審査委員会の事務局は、その対象者が学校に勤務する職員であるときは教職員課それ以外に勤務する職員であるときは、庶務課において処理する。

(その他必要な事項)

第8条 この要綱に定めるものの他、審査委員会の運営に関して必要な事項は、委員長が定める。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、平成16年10月12日から施行する。